

東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者の自転車に係る交通事故による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入する者に対し交付する東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有していること。

(2) 自転車乗車用として個人の使用を目的に、次に掲げるいずれにも該当するヘルメットを購入していること。

ア 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造されたものであること。

イ 新品であること。

ウ 愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金取扱要領3（1）から（5）までに掲げるいずれかの認証又は町長が認める認証等を受けていること。

(3) 町税の滞納がないこと。

(4) 過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていないこと。

(5) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 同一の補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、ヘルメットの購入に要する費用とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内において町長が定める額とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後に、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月末日までに東浦

町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 領収書の写し等の代金の支払手続が完了したことを証する書類
 - (2) ヘルメット全体及び安全基準の確認が可能な写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第3）を町長に提出することにより補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（検査等）

第9条 町長は、受給者に対し補助金の交付に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日以後に購入したヘルメットについて適用する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、なお効力を有する。

附則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月4日から施行する。

(表面)

様式第 1 (第 5 条関係)

東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

東浦町長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
メールアドレス

東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

ヘルメットを着用する者		購入したヘルメット			補助金 交付申請 額 (※ ²)	事務局 記入欄
氏名	申請者との 関係	安全 基準 (※ ¹)	購入 年月日	購入価格		
			年 月 日	円	円	
			年 月 日	円	円	

※¹ 安全基準

購入したヘルメットの安全基準を以下から選んで記載してください。

SG、JCF、CE、GS、CPSC、その他

※² 補助金交付申請額

ヘルメットの購入価格×1/2 (上限 2,000 円。10 円未満の端数は切り捨て)

添付書類

(1) 次に掲げる内容が記載された領収書等の写し

ア 申請者又はヘルメット着用者の氏名

イ 購入日

ウ 販売店の名称

エ 購入金額 (ヘルメットの代金がわかるもの)

(2) ヘルメットの全体及び安全基準の確認が可能な写真

※写真の提出に代えて、現物の提示によることができる。

(裏面)

誓約書

誓約事項 (□にレを入れてください)

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- ☐ 町税の滞納がないこと。
- ☐ 転売を目的としたヘルメットの購入でないこと。
- ☐ ヘルメットを個人の用途に供すること。
- ☐ 購入するヘルメットは、自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、認証等を受けたものであること。
- ☐ 購入するヘルメットが新品であること（未使用品を含む中古品は補助対象外。）。
- ☐ ヘルメットを着用する者について、過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていないこと。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- ☐ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び町が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- ☐ この申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承すること。
- ☐ この補助金の交付事務に必要な内容に関し、町が住民基本台帳及び税務資料を確認することについて了承すること。
- ☐ 誓約事項に虚偽があった場合は、町に対して補助金を返還すること。

年 月 日

氏名（自署）

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付け東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請について、下記のとおり決定しましたので、東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否
（ 交付 ・ 不交付 ）
- 2 補助金交付決定額
金 _____ 円
- 3 不交付の理由

様式第3（第7条関係）

年 月 日

東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書

東浦町長

住 所

氏 名

年 月 日付で交付決定のあった東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、東浦町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額
金 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協			本支店名			店		
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号							
(カタカナ) 口座名義人 (漢字)									